

ち給てうせ給にき、御堂藤原の御女上東門院、後一條後朱雀の御母にて、御孫後冷泉後三條ま

で見奉り給ひし、かども、みなさきだ、せ給しかば、さかさまの御なげきたゆる世なく、御命あま

りながくて、中々人目をはづる思ひふかくおはしましき、これもみな一の人にて、世のおやとな

り給へりしだに、やうをかへてさまぐの御身のうれへはありき、たゞ人には大納言公實の御

女こそ待賢門院とて、崇徳院後白河院の御母にておはせしかど、それも後白河の御世をば御ら

んせず、讃岐の院の御すゑもおはしまさず、されば今のやうに、たゞ人の御身にて、三代國のおも

しといつかれ、兩院とこしなへに、おふぎさ、げたてまつらせ給へば、さきの世もいかばかりの

くどくおはしまし、この世にも春日大明神をはじめ、よろづの神明佛陀の擁護あつくものし給

ふにこそ、ありがたくぞおしはかられ給ふ、

〔歴代皇紀伏見〕玄輝門院藤愷子、左大臣實雄公女、母大納言隆房卿女、後深草妃、伏見母、正應元年十

二月十六日院號、同日先准后三十四

〔諡號雜記〕顯親門院季子、實雄公女、伏見院后、花園院母、正中三年二月七日院號、

〔歴代皇紀後醍醐〕先帝後醍醐母、中談天門院藤忠子、參議忠繼女、母卜部兼夏女、文保二年四月十

二日院號、

〔園太曆〕觀應三年正月二日、抑今日自賀名生殿村上有御書文、女房狀副之、案文寫之續續下恐

兩所尊號事被宣下了、存其旨可被申沙汰候也、

皇太后後村上事、先朝被染宸筆候、仍停皇太后宮職、可被申新待賢門院由被仰出、

具忠朝臣無異、無事歸參候、目出候、抑彼兩所尊號事、載別紙候、殊可被申沙汰候、

一昨日廿八日神宴無異被遂行之、且又准后子御院號事、其沙汰候、尤兼日可申談之所、山中諸司

等不具之間、參仕公卿無其仁候之間、以御神樂參仕候次、被仰上卿於實守卿畢、新號又使儀難事行